

いじめをさせない、見逃さない

いじめは、子どもたちにとって最も身近な人権侵害です。私たち大人が毅然とした態度で問題に取り組み、子どもたちとの信頼関係を築くこと、そして「いじめ」に苦しむ心情を自分のこととして重く受け止めることが大切です。

いじめとは？

- 冷やかしゃやからかい
- 悪口や脅し文句
- 仲間はずれや集団による無視
- 叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 物を隠される、盗まれる
- 物を壊される、捨てられる
- 嫌なこと、恥ずかしいことをさせられる
- 危険なことをさせられる
- ネット上で誹謗中傷される など



児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

保護者のみなさんへ

- 親子の絆や信頼関係を深める中で他者への思いやりや生命の大切さを教えましょう。
- 子どもに対し、いつでも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識させ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりしないよう指導しましょう。
- いじめに関する被害や悩みなどがある場合は、迷わず周囲の大人や先生、友だちに相談するように働きかけましょう。
- いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や関係機関に連絡しましょう。

地域のみなさんへ

- いじめは全ての大人たちの問題であるにとらえ、学校、保護者と協力して、いじめの防止に一丸となって取り組みましょう。
- 豊かな人間関係を育むための地域行事やイベント等に、子どもが自主的に参加できるような環境づくりに努めましょう。
- 地域でいじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や保護者、関係機関に連絡しましょう。



「もしかしたら?…」と思ったら

学年が上がるにつれ、家族よりも友達や一人でいる時間が増えるのは、健全な成長といえます。しかし、家族と過ごし会話をする時間はとても大切です。

いじめに気がついたら積極的に関わり、子どもたちの気持ちに寄り添った対応をしましょう。

いじめられている場合

- 変化に気づいたら、子どもの話を聞きましょう。
- 心の痛みを十分に聞きましょう。
- 絶対にあなたを守るという姿勢を伝えましょう。
- どう解決していこうかを一緒に考えましょう。
- 小さな変化でも学校に伝え、連携しましょう。
- 犯罪性が感じられるときは警察等の関係機関に相談しましょう。

いじている場合

- 毅然とした態度で接しましょう。
- 相手にどんな思いをさせているのかを気づかせましょう。
- 本人の悩みやいらだちなどにも目を向けましょう。
- 不安定な状態を取り除けるように一緒に考えましょう。
- 学校と協力して子どもたちの様子を見守りましょう。

いじめを知っている場合

- 勇気をもって話してくれたことをまず認めましょう。
- いじめられることがどれほど苦痛でつらいことかに気づかせましょう。
- 「面白い」「見て見ぬふりをする」「止めない」ことも「いじめ」につながっていることを気づかせましょう。
- どうすればよかったのか、これからどうすればよいのかを一緒に考えましょう。

「いじめられている子」「いじている子」「いじめを知っている子」どの子どもも保護者が協力して育てるという姿勢をもちましょう。

家庭・地域における「いじめ」予防

保護者同士の関係をつくる

- 学校行事やPTA行事に積極的に参加して、親同士の関係を密にすることが必要です。



地域の行事に参加する

- 共通の活動をとおして、子ども同士の横の関係を広げたり、共感的理解を深め親子関係を親密にしたり、地域の大人との関わりを広げたりすることにより、人間性や社会性を育みます。



情報端末機器の使い方を考える

- 情報端末機器（携帯電話、スマートフォン、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等）ではメールや無料通信アプリ等を使ったコミュニケーションが図れます。しかし、不適切な使い方トラブルに巻き込まれたり、相手を傷つけたりする可能性があります。

困ったことがあったら気軽に相談できるよう普段から何でも話せる温かい家庭の雰囲気を作ることが大切です。



実社会もネット社会も相手の気持ちに気づくコミュニケーション能力が大切です。

「いじめ」は当事者だけの問題ではありません

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しません。下図に示したとおり、周りにはやしたてたり面白がったりする存在（観衆）と、周辺で黙って見守っている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で発生するものです。

また、子どもたちの間にはさまざまな人間関係がありますので、この構造の中で、いじめが同時に多発的に起こる場合もあります。

いじめの構造（いじめの四層構造）（森田洋司氏による）



子どものサイン（変化）に気づいていますか？

家庭で気をつけるポイント

いじめの被害者はいじめられていることを言えないことが多い

- 家の人に心配をかけたくない
- いじめられていることを認めたくない
- いじめられたことを言ったことが分かった、さらにいじめられる心配がある

いじめの加害者は、いじめと認識せず、からかいやいたずらなどを遊び半分で行う

- 被害者が平気そうなので大丈夫
- 悪いのは自分だけではない
- これくらいのことは許される

子どもの出すサイン

- あいさつをしても返事が返ってこなくなった。
- 家族との対話を避けるようになった。
- 学校や友だちのことを話さなくなった。
- 登校時に身体の不調を訴えるようになった。
- 食欲不振、不眠を訴えるようになった。
- 使い道の不明なお金を欲しがるようになった。
- 電話やメールをととても気にするようになった。
- 持ち物がなくなったり、壊れたりするようになった。

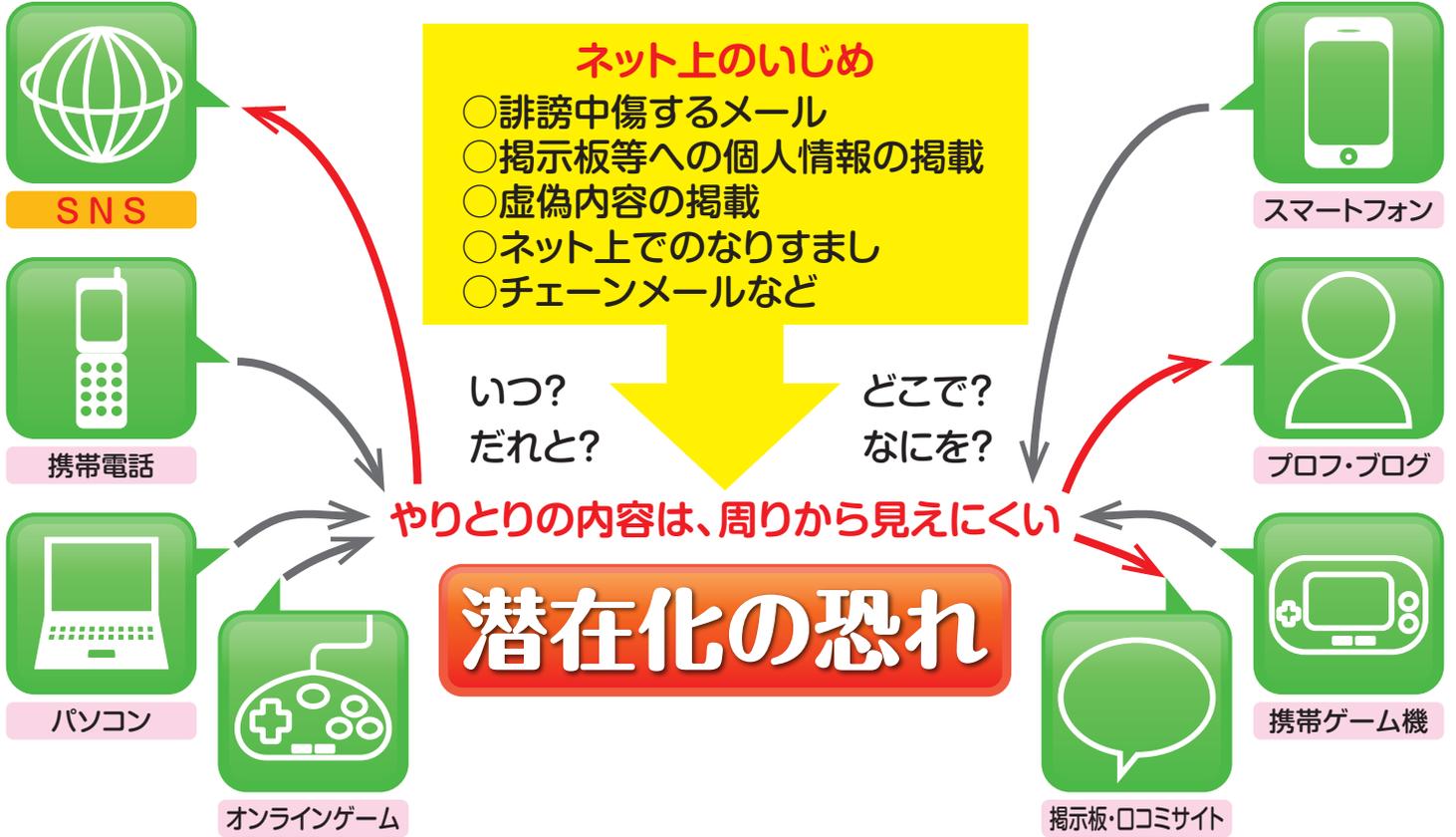
- 「キモイ」、「ウザイ」などの言葉が増え、言葉遣いが荒くなった。
- 買いつけていない物を持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。
- ひんぱんに電話をかけたり、メールを送信したりして、その後外出するようになった。
- 自己弁護することが多くなった。

すぐに学校に相談

「あれ？」
もしかしてと
思ったら

親子で話そう!

「ネットで起きているいじめ」の特徴



安全なケータイ&スマホの利用のために



家庭内ルール例

- 夜()時を過ぎたら使わない。
- 自分の部屋へは持ち込まない。
- 勉強や食事の時は使わない。
- 悪口や人のいやがること、個人情報を書き込まない。
- 困ったときは、保護者に相談する。
- ルール違反をしたときは、使用を停止する。

子どもにケータイ・スマホを持たせる必要があるならば、保護者の責任として

- なぜ情報端末機器を持つのかを子どもと話し合い、持つ目的をはっきりさせましょう。
- なぜ、ルールが必要なのかを子どもと話し合い、一緒にルールを作りましょう。
- 子どもと一緒に、ネット社会の危険について話し合いましょう。
- 保護者がネット社会を学ぶとともに、その責任を自覚しましょう。
- 保護者は、子どもの変化(SOS)を見逃さないようにしましょう。
- 必ずフィルタリングサービスを利用しましょう。

(コミュニティサイトに起因する被害児童生徒の95.2%がフィルタリング未加入:平成26年上半年警察庁調査)

相談相手の存在が あなたの子どもを救う

子どもたちのいじめ問題や不登校、インターネットによるトラブル等に、周りの大人が気付かないまま、事態が深刻になることは避けなければなりません。子どもたちに「あなたを守る人が必ずいること」を伝えていくことが大事であり、そのためにも、保護者自身が、相談上手になることが大切です。



鹿児島市教育委員会

「相談する」とは、自分が何かは困っていることを自分以外の誰かに聞いてもらうことで、決して「告げ口」をすることではありません。

いじめを受けた場合

子どもたちにぜひ伝えてください！

子どもが苦しい時、嫌だと感じている時、不安になっている時、そのことを学校の先生等に話すことは、「告げ口」ではありません。

それは、「相談する」ということです。

子どもたちが、いじめられたり、不安でいたりすることを保護者や身近な大人へ「相談」できるようにしていくことが大切です。

子どもたちは、「いじめられていることを周囲に言えない」心理が働いていることがあります。

- 誰かに話をする「もっといじめられる」と考えている
- 誰かに話をするを「卑怯なこと」と考えている
- いじめられるような「弱い人間だ」とは思われたくない
- 「あなたにも悪いところがある」と責められたくない
- 「保護者に心配をかけたくない」と考えている
- 「どうしてよいか、分からない」ほど混乱している



「いじめを誰にも相談しなかった」
市内の小中学生は約5%

—児童生徒の問題行動等調査（H27）—

いじめを見聞きした場合

子どもを傍観者にさせないための心構えをもたせてください。

子どもが、「友達は、本当は、今、嫌な気持ちになっているんじゃないかな？」ということを見聞きした場合にも、保護者として「相談する」よう促すことが大切です。

いじめ防止対策推進法（平成25年施行）

第四条 児童等はいじめを行ってはならない。

第九条 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

子どもは、言葉にしないサインや勇気を振り絞って口に出した言葉を大切に受け止めてもらうことで、安心します。

子どもの不安を受け止めましょう！

◆子どもが「今日は学校に行きたくない。」と言った時、どうしますか？

そんな時には、慌てずに、ゆっくりと子どもの気持ちを聴いてみましょう。

自分でも、理由や原因がはっきりしない場合も多いです。

朝、玄関先で「お腹が痛い」、「頭痛がする」とだけ言う場合もあります。

大切なことは、子どもの不安でいる気持ちを受け止めることです。

「そうか、『今日は学校に行きたくない。』という気持ちがあるんだね。」

「何かちょっと気になることでもあるのかな？」

「もう少し、聴かせてくれない。」と試してみる方法もあります。

例えば、「お腹が痛い」といった身体症状を訴えたら、「どこあたりが痛いの？」「どんな痛さ？」、「キリキリと痛む感じかな？ それともぐーと差し込むような痛さかな？」など手を当てながら、丁寧に尋ねてみるのもいいです。

そんな子どもの不安でいる気持ち、苦しい気持ちを保護者が分かってくれるだけでさらなるエネルギーが湧いてくることもあります。

その不安が、学校生活に関係することであれば、必ず学校の先生に「相談」してみましょう。また、スクールカウンセラー等に「相談」することもできます。

市教育相談室に電話や直接会って、「相談」することもできます。子育てについて、一人で抱え込まずに、共に解決の道を探ってみませんか。

子どもの「行動の意味」を考えましょう！

子どもたちの行動を見ていて、「どうしてこんなことをするのか。」と感じることはありませんか。実は、子どもたちの行動には、何らかの意味があることが多いのです。

「行動の意味」について考えてみることで、色々なアプローチを試すことにもつながります。

午後から急に元気になる

「行く」、「行かない」ということから一時的に解放される

ゲームばかりしている

ゲームをしている時間帯は、他のことを考えなくてもよい

途中からは行きたくない

みんなから注目されるのが嫌だ

何か心配していることがあるのかな。
聴かせてくれない？

子どもの内面的なエネルギーを高めるには、子どもの「よい所」を見つけて伝えることや、子どもの「興味・関心」に着目して、会話をすることが、大切です。

子どもの「よい所」を見付けましょう！

できている所を探そう！

- 他の人と比べるのではなく、子どもが日頃、取り組んでいること、「やろう」としていることなど「頑張っていること」を探してみましょう。
- 365日、いつも、うまくいっていないわけではありません。

リフレーミング (よい表現に置き換える) しよう！

- 「落ち着きがない」は、
↓
いろいろなことに興味ある
- 「自信がない」は、
↓
大切なことであると、受け止め、慎重に進める

子どもに 伝えよう！

- 子どもが「学校に行けない」ことを悩んでいる時こそ、子どもの「よい所」を直接、伝えましょう。
- 昨日よりも、今日、保護者が嬉しかったことを伝えましょう。

僕には、ダメな所ばかりあると思っていたけど、そうではなかった。ちゃんと「よい所」や「頑張っている所」があるんだと思えたよ。



子どもの「興味・関心」に着目しましょう！



あなたの子どもさんは、どんなことに興味がありますか。一つでも興味があることがあれば、それは大切なことです。そのことを話題に家族で話をしましょう。一緒に、やってみるのもよい方法です。

子どもたちは、インターネットを介して困っていることが起きても、相談できずにいるかもしれません。子どもたちがどんなネットの使い方をしているか、保護者として知っておくことが重要です。

また、ネットトラブル防止の面だけでなく、子どもたちの自主性、自律性を尊重しながら、望ましい生活習慣づくりを進めるためにも、次のような「家庭内ルール」をつくるのが有効です。

子どもたちが、インターネットを安全に使えるようにするため、フィルタリング設定を確実にを行うとともに、インターネットをどのように使っていくとよいのか、家庭で話し合いを行うことが大切です。



フィルタリングをしましょう!

自分専用の携帯電話の フィルタリング設定なし

[市立小学生：52.2%]

[市立中学生：55.6%]

[市立高校生：38.3%]

危険!

—インターネット利用等調査 (H28)—

家族で家庭内ルールを 話し合っ一緒に守っていきましょう!

【家庭内ルールの例】

- 夜（ ）時を過ぎたら使わない。
- 自分の部屋へは持ち込まない。
- 勉強や食事の時は使わない。
- 個人情報を流すことや「他者を傷つける書き込み」はしない。
- ルール違反をしたときは、（ ）日間、使用を停止する。
- 困ったときは、必ず保護者に相談する。

家庭内ルール づくりの流れ



1 家族で話し合い

学校での学習を参考に!

自分の家庭では、どんなルールが必要かを話し合います。

2 1週間やってみます

立てたルールで、1週間、試してみます。うまくいかなかった所は、修正しましょう。

友達にも聞いてみましょう!

3 修正ルールで挑戦

どれだけ守れるか、記録してみましょう。

4 チャレンジを発表

子ども会、学級等で紹介し合う機会を!

取組の様子を友達にも紹介しましょう。

うまくいかない時のルールも決めておきましょう!

学校以外の相談窓口

学校以外にも多くの相談窓口があります。目的に応じて、ご相談ください。

市教育相談室

鹿児島市では、児童生徒や保護者、または広く市民の方々から、学習や進路、不登校、いじめ、子育てなどの教育に関する相談に応じています。



月曜日～金曜日 面接相談 9:30～17:00

電話相談 9:30～20:00

土曜日 面接・電話相談とも 9:00～12:00

※面接相談は、事前に申し込んで下さい。

☆ 電話番号 **226-1345** (教育全般)

★ 電話番号 **224-1179** (いじめ相談)



適応指導教室

支援教室を開設しています！

適応指導教室(フレンドシップ)は、不登校児童生徒の学校への復帰を支援し、社会的自立を図るために市内5か所設置されています。様々な要因で登校できない児童生徒に対して、集団生活への適応、情緒の安定、基本的な生活習慣改善のための相談・指導等を行っています。

長田中学校内、南中学校内、谷山中学校内、
勤労青少年ホーム内、城西中学校内

※通級に関するお問い合わせは、

「市教育相談室：226-1345」までご連絡下さい。

スクールカウンセラー

学校でも相談を受けます！

市立小学校、中学校、高等学校には、保護者や児童生徒からの相談に応じるために、要望に応じて、スクールカウンセラーを派遣しています。

学習支援員

自宅で訪問支援します！

「学習意欲」があるにもかかわらず、適応指導教室や学校に行けない児童生徒及びその保護者が、学習支援を希望する場合は、要請に応じて学習支援員を自宅等に派遣します。

心のパートナー

話し相手や学習支援を行います！

学校に行くのに不安を抱えている児童生徒に対して、市内4大学で登録された心のパートナーを適応指導教室や要請のあった小、中学校に派遣し、児童生徒の話し相手や学習支援を行います。

かごしま教育ホットライン

0120-783-574 (フリーダイヤル)

099-294-2200 (携帯電話接続可)

24時間、いじめ・不登校など子どもの教育に関して相談ができます。

破線部については、別様で詳しく規定するのが望ましい。

学校いじめ防止基本方針

いじめ問題への学校の目標

【いじめ防止対策委員会】(名称は学校の判断)

- (内容) ・ 年間を通じた取組等について検討
 ・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
- (構成) 管理職, 生徒指導主任, 学年主任, 養護教諭, その他必要に応じた関係者及び外部専門家

PTAとの連携

- 学級PTA, 学年PTA, PTA総会の活用
- ・ 学校いじめ防止方針の説明

学校の取組

- 未然防止
 - ・ 道徳教育の充実
 - ・ 児童会・生徒会によるいじめ防止活動
 - ・ 体験活動を活用した人間関係づくり
- 早期発見
 - ・ 無記名アンケートの実施
 - ・ 個別面談, 教育相談等
- 対応
 - ・ 被害者, 加害者への適切なケア及び指導
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用

県教委との連携

- 指導主事の派遣及び助言
- いじめ問題対応チームの派遣及び助言
- 研修等への講師派遣

関係機関との連携

- 警察
- 児童相談所
- 市町村の福祉部局等

【年間計画】

※ 下表の「取組の例」を参考に、それぞれの学校の実態に合わせて実施する活動や実施時期について計画してください。

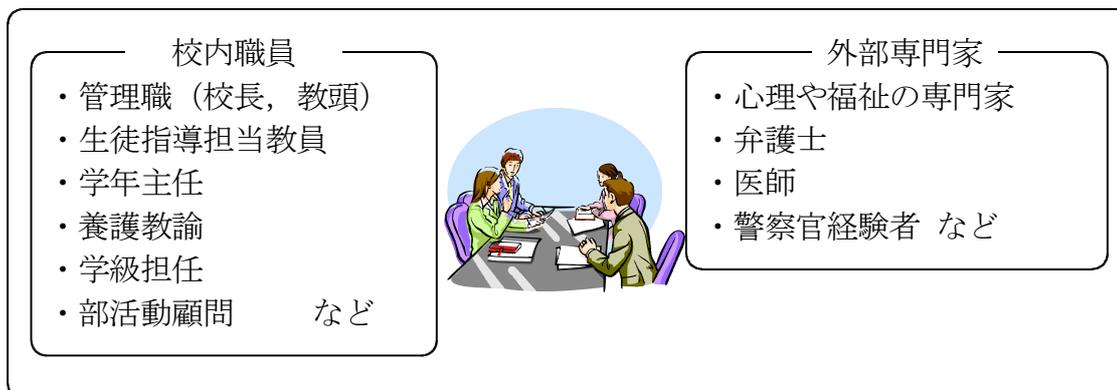
	児童生徒関係	職員関係	検証関係
取組の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題を考える週間 ・ 「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」等のアセスメントの活用 ・ アンケート調査 ・ 教育相談 ・ 携帯・ネット利用実態調査 ・ 情報モラルについての指導(学年・全体集会, 講話) ・ 児童生徒会活動(いじめ防止標語募集等) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識調査 ・ 校内研修(事例研究) ・ 外部講師を招聘しての研修会や講演等 ・ 定期的な生徒指導部会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間の活動計画の検討 ・ 学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認 ・ 学校いじめ防止基本方針 ・ 年間の総括及び次年度に向けての取組確認 ・ 各アンケートの分析 ・ 教育相談のまとめ 等
4月			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

(鹿児島県いじめ防止基本方針から)

【巻末資料11】

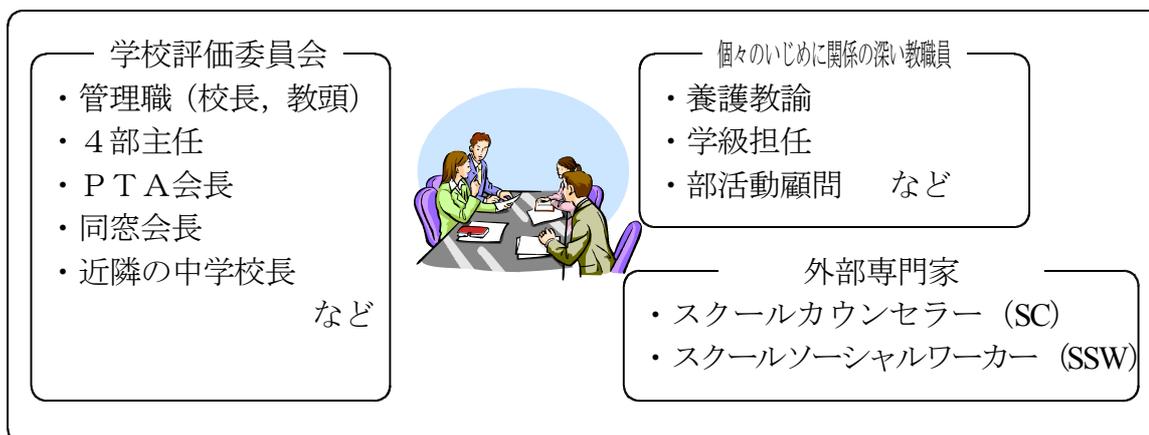
【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織例】

1 想定される組織

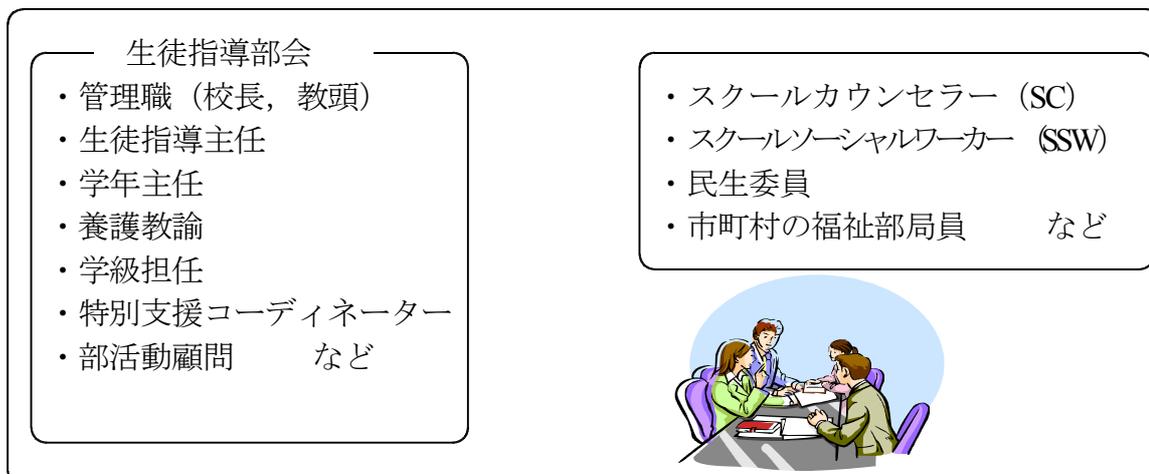


2 既存の組織を活用する

〔例1〕 学校評価委員会を活用する場合

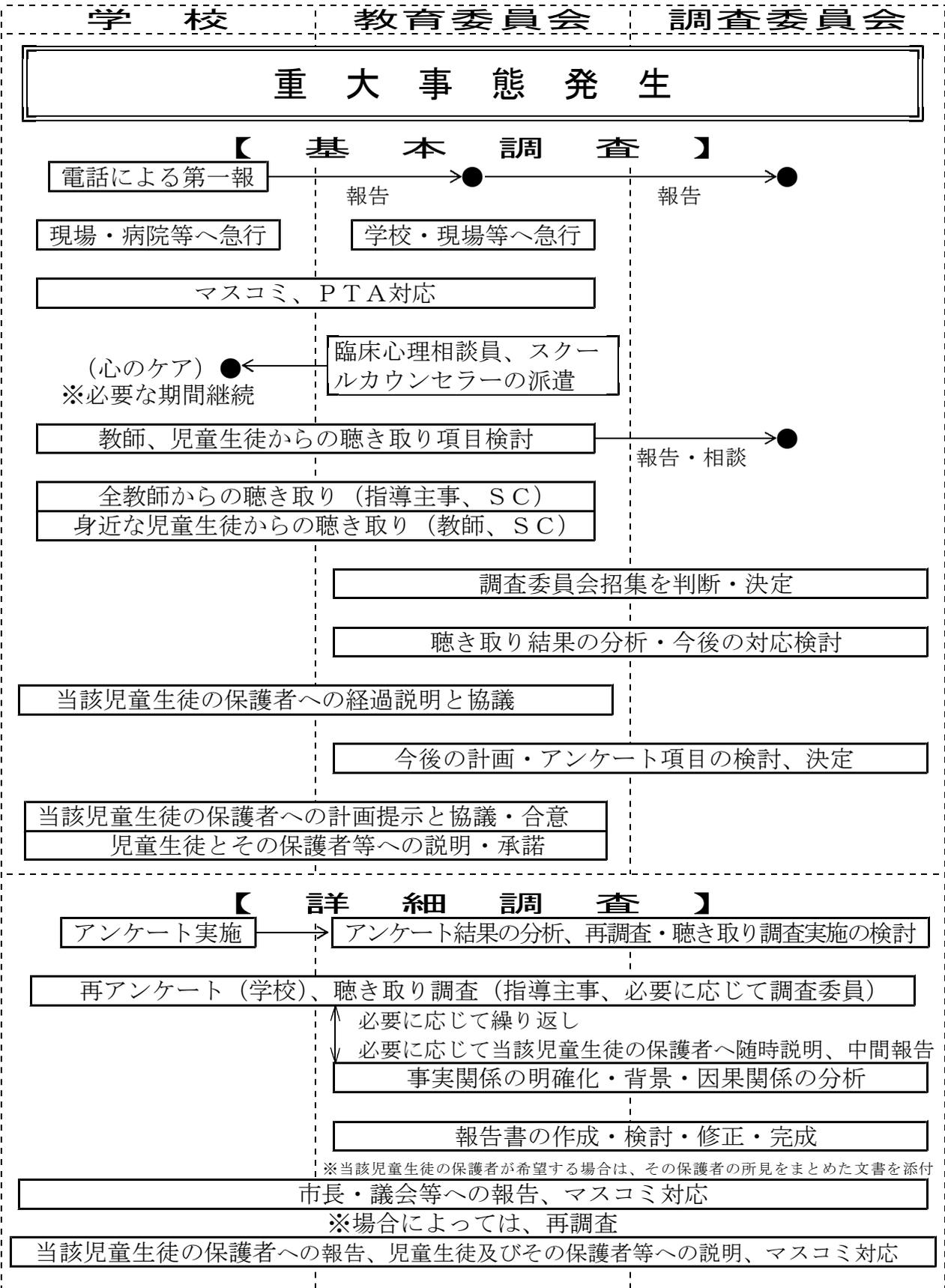


〔例2〕 生徒指導部会を活用する場合



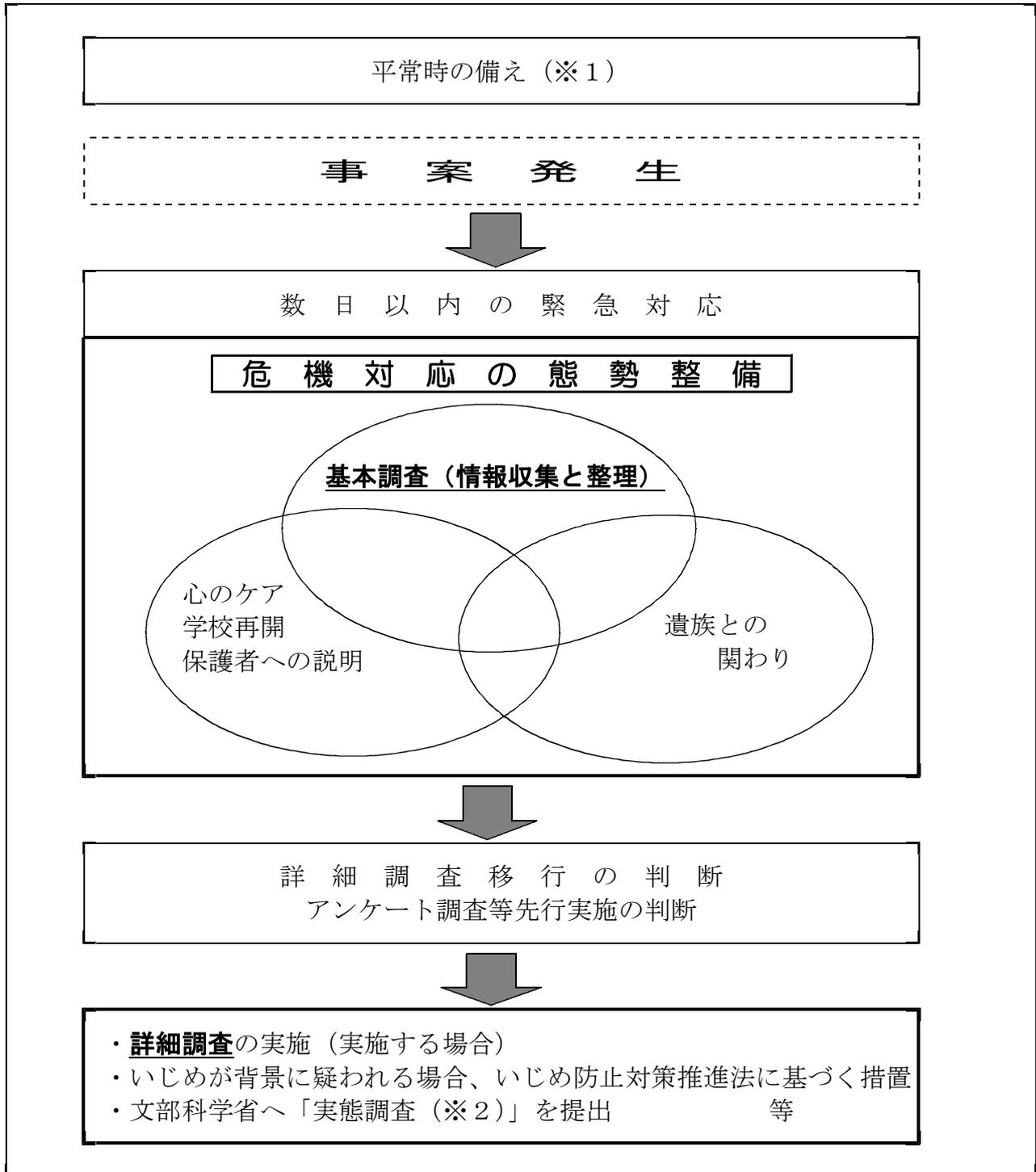
※ 例1, 2の組織を重大事態が発生した際の調査組織とする場合は, 発生した事案に応じて, 公平性・中立性を確保する観点から調査組織としての対応が可能であるか検討する必要がある。

(鹿児島県いじめ防止基本方針から)



緊急対応と背景調査との関係

（「子供の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」から）



(※1) いじめ防止対策推進法の附属機関をいじめ以外の事案にも活用できるようにしておくなど、万が一の場合に備えた体制を整備する等（本市：いじめ問題等調査委員会）

(※2) 児童生徒の自殺等に関する実態調査（平成23年度6月1日文科省通知）

WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言

－ 控えてほしいこと －

- ・ 遺体や遺書の写真を掲載する
- ・ 自殺方法を詳しく報道する。
- ・ 単純化した原因を報道する。
- ・ 自殺を美化したり、センセーショナルに報道する。
- ・ 宗教的・文化的な固定観念を当てはめる。
- ・ 自殺を非難する。

－ 積極的にしてほしいこと －

- ・ 精神保健の専門家と緊密に連絡を取る。
- ・ 自殺に関して「既遂」(completed)という言葉を使い、「成功」(successful)という言葉は用いない。
- ・ 自殺に関連した事実のみを扱う。
- ・ 一面には掲載しない。
- ・ 自殺以外の他の解決法に焦点を当てる。
- ・ 電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する。
- ・ 自殺のサインについての情報を伝える。

(子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き (平成22年3月文部科学省) から)